

令和4年度

第3回定例監査及び行政監査結果報告書

教育部

(教育総務課・社会教育推進課・施設課・文化財課)

行政委員会

(議会議務局・選挙管理委員会事務局・会計課)

浦添市監査委員

# 目 次

第1	監査の対象	.....	1
第2	監査の期間	.....	1
第3	監査の方法	.....	1
第4	監査を実施した監査委員	.....	1
第5	監査の結果	.....	2
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	.....	2
2	是正事項	.....	3
3	注意事項	.....	3
第7	むすび	.....	5

## 第1 監査の対象

### 1 対象範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された予算に係る事務

### 2 対象部署

【教育部】4課 教育総務課・社会教育推進課・施設課・文化財課

※美術館・図書館・中央公民館は令和2年度に定例監査実施により、今回対象外

【行政委員会】3課 議会事務局・選挙管理委員会事務局・会計課

## 第2 監査の期間

令和4年11月11日から令和5年1月23日まで

## 第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

## 第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和5年1月20日(金)	・教育総務課 ・社会教育推進課 ・文化財課	宮 島 達 彦 大 城 翼
令和5年1月23日(月)	・議会事務局 ・選挙管理委員会事務局 ・会計課 ・施設課	宮 島 達 彦 大 城 翼

## 第5 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

## 第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

### 1 指摘事項等の内容別件数 (単位 件)

区分(※注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(※注2)			
	指摘事項	是正事項	注意事項	合計
教育部	—	2	24	26
教育総務課	—	—	4	4
社会教育推進課	—	—	4	4
施設課	—	2	11	13
文化財課	—	—	5	5
行政委員会	—	—	4	4
議会事務局	—	—	2	2
選挙管理委員会事務局	—	—	1	1
会計課	—	—	1	1
合 計	—	2	28	30

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

- ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの
- イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの
- ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

## 2 是正事項

契約事務について

### 【是正事項・施設課】

- (ア) 工事請負契約の予算執行伺において、決裁区分に誤りがあり副市長の決裁を得ていないもの
- (イ) 行政財産目的外使用許可の起案において、教育長及び教育部長の決裁を得ていないもの

## 3 注意事項

(1) 契約事務について

### 【教育部・行政委員会共通 注意事項】

- (ア) 見積り徴取予定業者の選定伺がないもの  
(社会教育推進課・施設課)
- (イ) 入札保証金において契約規則第19条第1項各号及び第30条第3項に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの  
(文化財課・議会事務局)
- (ウ) 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの  
(教育総務課・施設課・文化財課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・会計課)
- (エ) 契約保証金免除の根拠条項について、契約規則第6条第1項第11号の社会通念上の理由を適用しているが、別の号を適用すべきであったもの  
(施設課・文化財課)

### 【個別 注意事項・教育総務課】

公募型プロポーザル方式による随意契約において、応募に必要な納税証明書類の一部を提出していない業者があるもの

### 【個別 注意事項・施設課】

- (ア) 契約締結伺の本文において、履行期間の記載がないもの
- (イ) 契約締結伺に添付されている契約書(案)及び請書(案)において、履行期間及び契約者が空欄となっているもの
- (ウ) 契約執行伺及び契約締結伺において委託業務の具体的内容の記載又は仕様書等の添付が無く、契約内容が不明確であるもの
- (エ) 予算の執行伺において、予算規則第20条(別表第3(5))に規定されている財

務部長の合議を得ていないもの

- (オ) 契約にかかる書類について、日付が前後しているもの
- (カ) 予算の執行予定額の根拠となる参考見積書が、契約締結同時の見積書の写しとなっているもの
- (キ) 契約締結伺及び変更契約伺において、伺い本文の添付がないもの
- (ク) 入札保証金において、免除する根拠条項及び理由がないもの

**【個別 注意事項・文化財課】**

- (ア) 予算の執行同時に部長決裁を受けた起案について、契約締結伺において課長決裁としているもの
- (イ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの

(2) 切手管理について

**【個別 注意事項 教育総務課】**

- (ア) 切手管理簿において、84円切手を1枚使用した際の使用内容の記載がされておらず、「枚数調整」と記載しているもの
- (イ) 年度末に、当年度中に必要な枚数以上の切手を購入しているもの

(3) 指定管理について

**【個別 注意事項・社会教育推進課】**

- (ア) 浦添市立城間公民館の設置及び管理に関する条例第14条第2項に規定する利用料金について、市長の承認を得ていないもの
- (イ) 指定管理者制度を導入した浦添市立城間公民館のモニタリング・評価及びその公表を行っていなかったもの

(4) 例規について

**【個別 注意事項・社会教育推進課】**

浦添市放課後子ども教室事業及び浦添市地域学校協働活動推進事業については、公募や事業の手続を周知するために、年度ごとの一般文書ではなく、規則又は告示の立法形式での制定が望ましいもの

## 第7 むすび

契約事務等の起案において、事務決裁規程に定められた決裁区分の決裁及び合議を得ていないものがあつた。決裁及び合議の漏れがないよう努められたい。

契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、「履行しないこととなるおそれがない」ことの理由を明記し、より適正な決裁を行うよう努められたい。入札保証金についても同様に処理されたい。

令和2年3月31日付け「民法の一部改正に伴う各種契約に関する対応について」総務部長通知等を参照し、令和2年4月1日施行の改正民法を踏まえて、各種契約の条項の見直しに努められたい。

指定管理者制度を導入した施設について、モニタリング・評価の未実施があつた。「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル」に沿って速やかにモニタリング・評価を実施されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担当する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。